

【別添1】報告区分・方法・様式一覧表

令和6年5月1日適用

報告区分	報 告 方 法	報 告 様 式
第一種感染症	1 学校（幼稚園）の報告 (1) 発生時…電話で一報、メール等で速報後、速やかに文書番号付き文書で報告 (2) 経 過…メール等で速報（文書番号付き文書は省略可） (3) 終結時…速やかに文書番号付き文書で報告 (4) 定期報告…1か月分を翌月7日までに報告 2 市町村教育委員会の報告 (1) 発生時等…電話で第一報、メール等で速報又は速やかに文書で報告 (2) 定期報告…学校からの報告を集計しその月の14日までに報告	様式1・様式3-①(過去3日分)※ 様式3-② 様式4-①・様式4-② (様式3-①・3-②添付) 【市町村立学校】様式5 【県立学校】学校欠席者・感染症情報システム 報告方法1の(1)～(3)に同じ 様式6
	3 報告経路 (1) 市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 ※(注1) → 県保健体育課 保健所 (注) 学校から速報があった場合は、市町村教育委員会及び教育事務所は、電話で第一報を入れるとともに、上記経路でメール等で速報する。 ※(注1)教育事務所は、市町村教育委員会からの定期報告を取りまとめて、その月の20日までにメール等で保健体育課へ報告 (2) 県立学校 → 県保健体育課 保健所	
第二種感染症 及び 第三種感染症	1 学校の報告 定期報告…1か月分を翌月7日までに報告 2 市町村教育委員会の報告 定期報告…学校の報告を集計しその月の14日までにメール等で報告	【市町村立学校】様式5 【県立学校】学校欠席者・感染症情報システム 様式6
	3 報告経路 (1) 市町村立学校 → 市町村教育委員会 [様式5] [様式6] 市町村教育委員会 → 教育事務所 ※(注1) → 県保健体育課 保健所 (2) 県立学校 ※(注2) → 県保健体育課 保健所 ※(注2)学校欠席者・感染症情報システムへの入力により、県立学校から県保健体育課・保健所への定期報告は不要。以下同じ。	
結 核	1 学校の報告 (1) 発生時…電話で第一報を入れるとともに、メール等で速報 (2) 定期報告…第二種感染症に同じ (3) 定期外健康診断の実施予定及び実施結果…速やかに報告	様式7 【市町村立学校】様式5 【県立学校】学校欠席者・感染症情報システム 別記様式1、別記様式2
	2 報告経路 (1) 市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 ※(注1) → 県保健体育課 保健所 (2) 県立学校 ※(注2) → 県保健体育課 保健所 *定期外健康診断の実施予定及び実施結果については、保健所への報告は不要	
麻しん	1 学校の報告 (1) 発生時…電話で第一報を入れるとともに、メール等で速報 (2) 定期報告…第二種感染症に同じ	資料4-1 【市町村立学校】様式5 【県立学校】学校欠席者・感染症情報システム
	2 報告経路 埼玉県麻しん対策マニュアルを参照し、「麻しん患者発生報告書兼患者発生状況一覧表」[資料4-1]を作成し、以下の報告経路により報告 ア 市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 県保健体育課 教育事務所 保健所 イ 県立学校 ※(注2) → 県保健体育課 保健所	

報告区分	報 告 方 法	報 告 様 式
感染症発生による臨時休業	1 学校の報告 臨時休業実施前日までにメール等で速報し、速やかに文書番号付き文書で報告 2 報告経路 (1) 市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 保健所 ※(注3) (2) 県立学校 → 県保健体育課 保健所 ※(注4) ※(注3) 新型コロナウイルス感染症及び感染性胃腸炎については、保健体育課にも直接速報。文書番号付き文書での報告は省略可。 ※(注4) 学校欠席者・感染症情報システムへの入力により、県立学校から県保健体育課への「様式8」報告は不要。	【市町村立学校】様式8 【県立学校】学校欠席者・感染症情報システム
インフルエンザ様疾患による臨時休業	1 学校の報告 臨時休業実施前日までにメール等で速報（文書番号付き文書は省略可） 2 市町村教育委員会の報告 学校からの速報をまとめ、臨時休業実施日前日までにメール等で速報 3 報告経路 速報（メール等）のみ ア 市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 県保健体育課 教育事務所 保健所 イ 県立学校 → 県保健体育課 保健所 ※(注4)	【市町村立学校】様式8 【県立学校】学校欠席者・感染症情報システム 様式9 (様式8の添付不要)
食中毒 (疑いも含む)	1 学校の報告 (1) 発生時…電話で一報、メール等で速報後、速やかに文書番号付き文書で報告 (2) 経過…メール等で速報（文書番号付き文書は省略可） (3) 終結時…速やかに文書番号付き文書で報告 2 報告経路 (1) 市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 保健所 (2) 県立学校 → 県保健体育課 保健所 (注) 学校から速報があった場合は、電話で一報を入れるとともに、上記経路でメール等で速報する。	様式2・様式3-①(過去3日分) 様式3-② 様式4-①・様式4-② (様式3-①・3-②添付)
その他	○ メール等で速報とは、電子メールによる指定様式又は学校欠席者・感染症情報システムへの入力による速報をいう。 ○ 文書番号付き文書は省略可とは、文書番号付き文書での改めて報告は不要という主旨であり、様式による速報は必須。 ○ 上記感染症及び食中毒以外の特殊な疾病が集団発生する恐れがある場合又は集団発生した場合は、報告方法及び報告経路等は、上記「第一種感染症」又は「食中毒」の報告に準じる。 ○ 腸管出血性大腸菌感染症発生時には、上記「食中毒」の報告に準じる。 ○ アタマジラミ発生時には、別紙様式にて報告。	

＜報告様式＞

- (1) 第一種感染症患者の発生について（様式1）
- (2) 食中毒（疑い）の発生について（様式2）
- (3) 第一種感染症患者状況報告（様式3-①・第一種感染症）
- (4) 食中毒患者状況報告（様式3-①・食中毒）
- (5) 第一種感染症患者状況報告（様式3-②・第一種感染症）
- (6) 食中毒患者状況報告（様式3-②・食中毒）
- (7) 第一種感染症の終結について（様式4-①・第一種感染症）
- (8) 食中毒の終結について（様式4-①・食中毒）
- (9) 第一種感染症・食中毒患者の状況〔最終集計〕（様式4-②・共通）
- (10) 感染症発生及び出席停止報告書（ 月分）（様式5）
- (11) 感染症発生報告（ ）月分（様式6）
- (12) 結核患者発生速報（様式7）
- (13) 臨時休業について（様式8）
- (14) インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等速報（様式9）